

地方政治を取り戻す ただ一つの道

第22期号堂塾 第4回講義
高橋富代

私の考える「地方自治」の姿

- 有権者と政治家がそれぞれ責任を持ち、話し合いながら良い町にしていく、未来につないでいくこと。
- 自分たちの町のことは自分たちで決める。



責任を持つ

地方自治とは何か

◆日本国憲法第8章(第92条～第95条)

《第92条》

- 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

《第93条》

- 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。
- 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

◆地方自治の本旨

- 法律をもってしても侵害できない地方自治の核心部分を指す。
- 住民自治 地域社会の住民の意思によって行われるという概念
- 団体自治 国から独立した地域社会自らによって行われるという概念

◆地方自治の歴史

☆その実現のために地方政治がある☆

行政や議会に関心を持つ

- 自分が住みよい町か？
- 疑問を持つことはないか？
- 市の広報や議会だよりなどを読んでいるか？
- 自分の考えを議員や行政に訴えたことはあるか？



- 基礎知識として知っておくことは？

自分の自治体の財政状況

私たちにできる政治参加

- 議員や首長に要望を伝える
- 質問状を送る
- デモ
- 情報公開を求める
- 請願
- 直接請求

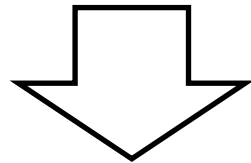


選挙に出る

二元代表制

首長のできること。議員のできること。

- 予算を調整・執行できる首長の権限は絶大
- 議員個人では何もできない



- 会派を組んで政策提言 条例制定
個人で政策提言

そもそも二元代表制で求められる 議会の「あるべき姿」とは？

- 住民の立場に立ち、首長の政策を批判監視をする。
- 当該団体における政策の問題点を分析し、住民が気づかないが、住民にプラスになる改革案を提言する。

政治家は行政の素人

- 首長の下には、数百人、数千人の当局職員という知恵袋がある
(下田市一市長に対し240人の職員)
(台東区一1823人の職員)
- 議員(議会)の下には、議会事務局があるが...

議会事務局の実態は...

- (下田市一事務局長、係長、庶務2名の4人態勢。現在13人の議員のサポート...)
- (台東区一局長以下14人で、議員32人のサポート)

議会事務局に期待される役割

- 議員や会派が政策集団として活動するための補助機関。
 - 当該自治体の政策の現状の把握
 - 問題点の分析
 - 政策立案のための情報調査能力
 - 法令に対する幅広い知見
 - 当局と対峙するための知恵袋
- 現状は「形式とルール」を重視した、議会運営に重きを置かざるを得ない。

二元代表制じゃなければ だめなんですか？

- 二元代表制を機能させるためには、様々な努力が必要。しかも極めて困難。
- 実は二元代表制を採用している国は少ない。
- 例えば議会内閣制ならば、議会が予算編成にかかわれる。
- 二元代表制じゃなくてもいいでしょ？



ダメなんです！

なぜならば、
憲法に定められているからです。

- 第九十三条2項

地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

◆憲法改正しない限り、二元代表制に縛られ身動きが取れない。